

永野コミュニティセンターだより

令和6年12月25日発行

永野地区人口と世帯（令和6年12月1日現在）

男：495人 女：466人 計961人 世帯数：387戸



★永野コミュニティセンター★

（永野出張所・永野地区公民館）

〒328-0211 鹿沼市上永野 770 番地

TEL：63-8376 / FAX：84-0771

鹿沼デジタルコミュニティ推進協議会 NEO

https://blog.goo.ne.jp/community_2018



◆4地区合同公民館教室を開催しました◆

11月29日（金）に「ハワイアンリボンで作るクリスマスツリー教室」、12月10日（火）に「ガーデニング教室」を開催しました。

参加された皆さんはそれぞれに素敵な作品を完成させました。



◆自治会主催の芝焼きを実施します◆

（与洲支部は除く）◆

■実施日 令和7年1月19日（日）

※荒天時は1月26日（日）

●同日に「永野保全の会」主催の堀ざらいも実施します。皆様のご理解、ご協力をお願いします。



◆2025年農林業センサスにご協力ください◆

令和7年2月1日現在で、全国一斉に“農林業の国勢調査”と言われる「2025年農林業センサス」が実施されます。

この調査は、今後の農林業の政策に役立てるために5年ごとに実施される極めて大切な調査です。

令和7年1月から農林業を営んでいる皆様のところへ調査員が訪問して、調査票に農林業の経営状況などの記入をお願いしますので、ご協力をお願いします。



農林業センサス

《デジタル政策課 統計係 ☎63-2256》

◆受賞おめでとうございます◆

令和6年度の栃木県交通安全功労者等表彰において、交通安全協会永野支部の3人の方が表彰されました。おめでとうございます。

■関東管区警察局優良運転者 永澤忠彦さん(倉本)

■鹿沼地区交通安全功労者 齊藤幸男さん(山際)

■鹿沼地区交通安全功労者 大塚 進さん(沢坪)

◆年末年始の家庭ごみについて(再掲)◆

■12月30日（月）は、燃やすごみのごみステーション収集を行います。

■家庭ごみの持込み

12月28日（土）は、環境クリーンセンターへの家庭ごみの持込みが可能です。（有料で1世帯1回のみ）

《資源循環課 資源循環推進係 ☎64-3241》



◆年末年始の業務案内◆

市役所・各コミュニティセンターは12月28日（土）～1月5日（日）まで休みです

●休み期間中も市役所にて受け付け可能な手続き●

（受付場所：市役所本庁舎1階 警備員室 ☎64-2111）

・死亡届の受け付けと埋火葬・斎場使用の許可申請（午前8時30分～午後5時）

・戸籍届のお預かりと電話での斎場予約（24時間受付）

●休日・夜間救急医療や休日等の水道修理工事当番店については市ホームページ・広報等でご確認ください。



本年も、大変お世話になりました。コロナも落ち着き、やっと従来の事業が行えるようになった一年でした。地域の皆様には、各種事業・ボランティア等にご協力をいただき、またコミセンだよりをご愛読いただきありがとうございました。どうぞよいお年をお迎えください。《コミセン職員一同》

◆消防士さんと一緒に避難訓練を行いました◆

消防署にご協力いただき消防士の方々と避難訓練を行いました。まずは園内放送で避難の合図に、園児たちはすぐに先生の誘導に従って避難行動をとりました。園児たちは普段からの訓練の成果を発揮し、静かに、かつ迅速に避難することができました。訓練後には消防用具の説明、放水体験、ミニ消防車「けすぞうくん」に乗車し、子ども用の消防服を着用して記念撮影を行いました。園児たちにとって大変貴重な体験となりました。



◆令和7年度分市民税・県民税申告受付について◆

永野地区の申告受付の日程は以下のとおりです。

日時: 令和7年3月5日(水) 午前の部 午前9時～午前11時30分
午後の部 午後1時～午後3時
会場: 永野コミュニティセンター



上記の日程では都合がつかない方は、永野地区以外の申告会場にお越しください。例年の傾向ですと、午後の部ほうが比較的空いております。

■申告される方へのお願い■

- ・期間中（2月5日（水）から3月17日（月）は、市役所本庁税務課市民税係窓口では受付できませんのでご注意ください。
- ・営業・農業・不動産所得の「収支内訳書」や「医療費控除の内訳書」は、事前に作成の上ご来場ください。申告受付会場は大変混み合いますので、スムーズな申告受付ができるよう、ご協力をお願いいたします。なお、書類を作成されていない場合は、申告会場の記載コーナーにて作成の後、申告受付となりますので、予めご了承ください。

※他の地区での申告の日程や、申告受付の詳細につきましては、鹿沼市ホームページ・広報かぬまにも掲載しておりますので、ご確認ください。

≪税務課 市民税係 ☎ 63-2112≫

◆児童手当制度の拡充について◆

令和6年10月分（12月支給分）から、以下のとおり児童手当が拡充されました。

- ① 所得制限が撤廃
- ② 手当の支給対象児童が「中学生年齢まで」から「高校生相当年齢まで（18歳到達後の最初の年度末まで）に延長
- ③ 第3子以降の支給額が月3万円に増額
- ④ 第〇子というカウントについて、支給対象児童のほかに、22歳到達後の最初の年度末までの児童を監護し、必要な生活費の負担をしている場合、その児童も数えることができるように変更
- ⑤ 支給が年3回から年6回（偶数月）に変更

11月8日までにお手続きをいただいた人、および申請不要の人には、12月11日（水）に児童手当を振り込みました。

※ 拡充内容や手続きの方法については、市のホームページをご覧ください。

≪子育て支援課 こども給付係 ☎ 63-2172≫

